ご存知ですか？成年後見制度

人生に不安や心配はつきもの。
このようなこと、ありませんか？

〇自分に何かあった時、頼れる身内がいない。
〇最近、お金の管理や契約に自信がなくなってきた。
〇よくわからずに高額な契約をしてしまった。
〇高齢の親や障害のある兄弟のことが心配。
〇親亡きあと、知的障害及び精神障害のある子どもの
　生活をどうしよう。

など

成年後見制度は高齢者や障害者の権利を守る制度です



本庄市成年後見サポートセンター

はじめに

このパンフレットは、成年後見制度について、はじめてご覧になる方に向けた内容となっており、成年後見制度の概要や他の制度、本庄市成年後見サポートセンターの役割等を掲載しています。詳細につきましては、センターまでお問合せください。

目　次

成年後見制度について・・・・・・・・P2

法定後見制度・・・・・・・・・・・・・・P3

任意後見制度・・・・・・・・・・・・・・P5

センターの業務内容・・・・・・・・・・・P7

センター業務以外の社協事業・・・P8

成年後見制度とは？

成年後見制度とは認知症・知的障害・精神障害などの理由で物事を判断する能力の十分でない方を、家庭裁判所が選んだ支援者（成年後見人等）がご本人のために活動し、財産や生活を守る制度です。



成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

判断能力に不安がある人

法定後見制度

P３へ

将来に備えたい人

任意後見制度

P５へ

法定後見制度

本人の判断能力が十分でなくなっている場合に、本人や配偶者、4親等以内の親族、市町村長等の申立てにより、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の状態により、次の3種類があります。

判断能力の低下

補助　例：日常の買い物は1人でできる。重要な法律行為等の際にサポートしてほしい。

保佐　例：日常の買い物は1人でできるが、重要な法律行為をすることは困難。

後見　例：日常の買い物ができない。

上記は状態の一例です。本人の判断能力の程度が補助、保佐、後見の3種類のどれに該当するかは、医師の診断書を参考に家庭裁判所が決定します。



法定後見Q1
成年後見人等はどのようなことをするの？

Ⓐ　本人の意思を尊重し、また、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、財産を管理したり、契約などの必要な法律行為を本人に代わって行います。その業務を家庭裁判所に報告して家庭裁判所の監督を受けます。

＜後見人等の役割＞

身上保護
- ○サービス利用契約の手続き等
- ○入退院の手続き等
- ○施設入退所の手続き等

財産管理
- ○預貯金管理
- ○年金等の受領
- ○収支の管理

＜後見人等のできないこと＞
- ○本人の保証人や身元引受人になること
- ○医療行為の同意
- ○本人を直接介護、看護すること
- ○婚姻・離婚・養子縁組の手続き等

【成年後見人等に与えられている権限】

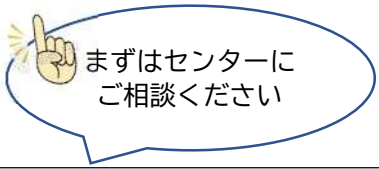
代理権…本人に代わって、本人のために取引や契約を行うこと。

取消権…本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして、現状に戻すこと。

同意権…本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承すること。

※保佐と補助の場合は、裁判所が本人の必要度に応じて与える権限の内容を決定します。

法定後見Q2
利用したいときはどうしたらいいの？



Ⓐ

① 申立準備	申立てに必要な書類を揃えます。書類をセンターや家庭裁判所で配布しています。裁判所（後見ポータルサイト）のホームページからもダウンロードできます。
② 申 立 て	本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。
③ 調 査 等	家庭裁判所の調査官が本人や成年後見人等候補者の話を聞く場合があります。本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります）。
④ 審判・後見等の開始	家庭裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に、本人に最も適任な成年後見人等を選任します。

申立てをしてから、審判が確定するまで、おおむね、1か月～2か月程度かかります。

法定後見Q3
途中でやめることはできるの？

Ⓐ　申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、一度成年後見人等が選ばれると、本人の判断能力が回復するほかは、基本的には本人が亡くなるまで終了できません。

法定後見Q4
費用はかかるの？

Ⓐ ○申立てにかかる費用…印紙や切手など約1万円の他、医師の診断書に費用がかかります。また、精神鑑定が必要とされた場合は別途、鑑定費用がかかります。

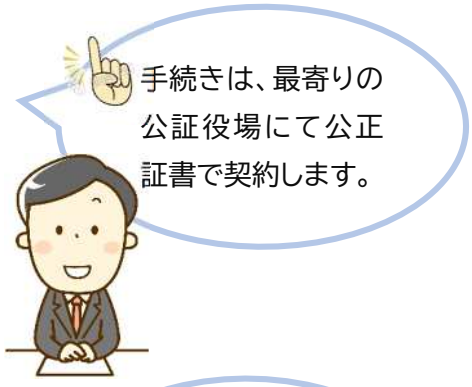
○成年後見人等が選任されてから…後見人等への報酬がかかります。
ご本人の資産等の状況をみて、家庭裁判所が報酬の有無と額を決めます。

任意後見制度

ご本人に、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に支援してもらうことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

そして、判断能力が低下した段階で、家庭裁判所に任意後見監督人（家庭裁判所に登録されている弁護士・司法書士等）を選任してもらい、その時点から後見が始まります。任意後見人は、与えられた権限の範囲内で、財産管理や身上保護を行います（代理権）。

任意後見契約締結
↓
判断能力の低下
↓
家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て
↓
任意後見監督人選任
↓
任意後見契約の効力発生



任意後見Q1
どんな人が任意後見人になれるの？

Ⓐ　基本的には、支援できる人であればどんな人でもなることができます。たとえば、自分の子どもや孫はもちろん、交流のある甥姪や信用のおける友人等を選ぶことができます。非常に重要なことですので、十分に検討して、安心して任せることができると思える人にお願いをすることをおすすめします。



任意後見Q2
任意後見人の権限は？

Ⓐ　任意後見人の権限は、公正証書及び登記事項証明書に記載された代理権目録の範囲内で、本人の意志を尊重しながら、支援します。なお、任意後見人には同意権、取消権の権限はありません。

任意後見Q3
認知症の症状があっても任意後見を利用できますか？

Ⓐ　ご本人に、任意後見契約の内容を正しく判断する能力があれば、契約を結ぶことができます。その判断能力があるかどうかは、公証人がご本人に質問等を行い確認し、判断します。

本人が任意後見契約の内容を理解していないと公証人が判断したときは、任意後見契約を結ぶことができません。その場合には、法定後見制度を利用することになります。

任意後見Q4
費用はかかるの？



Ⓐ　〇任意後見契約書作成時にかかる費用…公正証書作成の基本手数料、法務局への登記嘱託料等、2～3万円程度かかります。

〇任意後見監督人選任の申立てにかかる費用…印紙や切手など約5千円程度の他、医師の診断書に費用がかかります。また、精神鑑定が必要とされた場合は別途、鑑定費用がかかります。

〇任意後見監督人が選任されてから…任意後見契約時に決めた報酬額を任意後見人へ支払います。また、家庭裁判所が本人の資産状況を考慮しながら決定した任意後見監督人の報酬を支払います。

本庄市成年後見サポートセンター業務内容



成年後見制度に関する相談・支援

成年後見制度等に関する相談をお受けします。
市内在住のご本人のほか、市内在住の方のご親族や支援関係者等からもご相談をお受けします。

一般相談
…センター職員が電話や来所による相談にお応えします。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。
月～金曜日（休日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

専門相談
…成年後見相談員・アドバイザー（弁護士・司法書士）が直接相談にお応えします。
事前の予約が必要です。1回の相談は概ね30分～1時間程度です。
毎月第2・4火曜日（休日を除く）午後1時～4時
予約は、前月初日（土・日・休日を除く）より先着順で当日午後2時まで受付。

成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度について学びたい市民の方々や、高齢者や障害のある方の福祉に携わる職員の皆さまに向けて、成年後見制度に関する講演会等を開催し、成年後見制度への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。
また、広報やリーフレット、ホームページ等により、成年後見制度に関する情報を発信します。

市民後見人の養成

成年後見人等は、親族や専門職がなることが一般的ですが、成年後見制度の利用が増える中、地域における支え合いの観点から、一般市民の方々が身近な立場で支援を行う「市民後見人」を養成するための講座等を開催します。

成年後見制度の情報提供等

成年後見制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法等をご説明します。

センター業務以外の社会福祉協議会の事業

福祉サービス利用援助事業“あんしんサポートねっと”

もの忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や暮らしに必要なお金の出し入れ等のお手伝いをします。

基本 福祉サービス利用援助　（さまざまな福祉サービスの利用をお手伝い）
選択 日常生活上の手続き援助（日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝い）
日常的金銭管理　（日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝い）
書類等預かりサービス　（大切な書類などをお預かり）

※利用者との契約により、日常的な生活援助の範囲内でのお手伝いとなり、契約の内容について判断し得る能力を有していることが条件となります。

援助の内容	利用料金
●福祉サービス利用援助 ●日常生活上の手続き ●日常的金銭管理	1回1時間1,600円。以降30分ごとに600円が加算されます。 （ただし日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、または代理により援助する場合は、1回1時間まで2,000円になります）
●書類等預かりサービス	基本料　2,000円（1年間） 利用料　500円（1か月）

※生活保護世帯は無料です

法人後見事業

適切な受任候補者がいない場合等、家庭裁判所の選任によって本庄市社協が法人として後見人等になり、財産管理や身上保護（介護サービスの契約等）を行うことで、ご本人が安心して生活できるよう支援を行っています。

お気軽にご相談ください

本庄市成年後見サポートセンター

（この事業は本庄市からの委託により実施しています。）

場　所：〒367-0052　本庄市銀座1－1－1
市民活動交流センター（はにぽんプラザ）内
社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

時　間：月曜日～金曜日　8時30分～17時15分
（土・日・祝日及び年末年始はお休みとなります）

電　話：0495－24－2755　FAX：0495－21－5516

E-mail：shakyo@honjo-shakyo.or.jp

